pwc

ファンドニュース

2026 年 10 月　第 159 号

プライベートアセットへの投資に関する論点整理シリーズ
ケイマン Limited Partnership の会計・監査の実務

はじめに

ファンドの組成にあたっては、税務・規制上の取り扱い、投資家のニーズ、投資対象および運用形態などを総合的に検討する必要があり、その結果、海外ビークルとしてケイマン諸島の Limited Partnership（以下「ケイマン LP」）が選択されるケースが多くあります。

ケイマン LP がケイマン諸島の Private Funds Act 上の Private fund に該当する場合には、一定の規制対応に加え、Cayman Islands Monetary Authority（ケイマン諸島金融庁、以下「CIMA」）への登録が必要となり、登録後は会計帳簿の作成、財務諸表の監査および監査済み財務諸表の提出が求められます。

本稿では、プライベート・エクイティおよびベンチャーキャピタルを投資対象とするクローズドエンド型ファンドを念頭に、ケイマン LP に関する会計・監査上の実務および留意点を解説します。なお、本稿は Private Funds Act (2025 Revision)の内容に基づいており、今後の法改正によって記載内容が変わる可能性があること、また、本稿の内容を業務や意思決定に適用する際は、顧問弁護士や監査人等に確認いただく必要があることに留意してください。

Private Funds Act に基づく主な要求事項

CIMA への登録

Private Funds Act Section 5 では、Private fund について、資本コミットメントの受け入れ後 21 日以内に CIMA への登録申請を行うことが求められています。また、CIMA への登録が完了するまで、投資目的の資金を受け入れることはできません。

財務諸表の監査

同 Act Section 13 では、登録された Private fund について、各事業年度の財務諸表に対する監査が求められており、監査は CIMA が認めるケイマンの監査人により実施される必要があります。

財務諸表の作成にあたっては、国際財務報告基準（IFRS）、米国会計基準（US GAAP）、日本の会計基準、その他の認められた会計基準から、適用する財務報告の枠組みを選択します。実務上は、IFRS ないし US GAAP を採用するケースが多く見られます。

採用する会計基準は、組合契約書（LPA）その他のファンド関連文書に明記することが重要です。監査済み財務諸表は、原則として会計年度末から 6 カ月以内に CIMA へ提出する必要があります。

Annual return などの提出

同 Act Section 14 では、各事業年度について、所定の様式による Annual return（年次報告書）の提出が求められています。CIMA への提出資料には、監査済み財務諸表の他、Fund Annual Return（FAR）、Related Fund Entity（RFE）に関する情報、Operator declaration などが含まれます。

日本の LPS との会計・監査実務の違い

ケイマン LP は、日本の投資事業有限責任組合（LPS）のパラレルファンドとして組成されることがありますが、会計・監査実務にはいくつかの違いがあります。日本の LPS では、投資事業有限責任組合法、同施行規則および組合契約に基づき

財務報告を行うのに対し、ケイマン LP では、IFRS、US GAAP その他の採用した会計基準に基づき財務諸表一式を作成するため、表示・開示や投資資産の評価方法が異なる場合があります。

また、日本の LPS の監査は同法に基づき日本の公認会計士または監査法人が実施しますが、Private fund に該当するケイマン LP では、Private Funds Act に基づき、CIMA が認めるケイマンの監査人による監査が必要となります。監査意見は、日本の LPS では通常、準拠性意見、ケイマン LP では通常、適正性意見となります。このように会計基準、監査人および規制報告への対応が異なるため、ファンド組成時から両者の差異を踏まえて準備することが重要です。

実務上の留意事項

まず、CIMA への登録申請には監査人のコンセントレターが必要となるため、監査人の選任はファンド組成の初期段階から検討することが重要です。また、採用する会計基準は財務諸表の表示・開示、投資資産の評価および監査手続に影響するため、適用する財務報告の枠組みを早期に決定し、LPA その他のファンド関連文書に反映する必要があります。

投資評価に公正価値評価を採用する場合は、適用される会計基準やガイダンスへの準拠性を考慮するとともに、評価方針、評価手続、レビュー・承認プロセスおよび責任者をあらかじめ明確にし、必要に応じて評価用ツールや外部専門家の活用も検討することが望まれます。

さらに、CIMA への提出期限や投資家への報告期限、パラレルファンドの報告スケジュールを踏まえ、評価、決算および監査の全体スケジュールを早期に策定する必要があります。12 月決算への集中を避けるため、投資家との合意を前提に、12 月末以外の決算期を設定することも選択肢となります。

なお、上述のとおりケイマン LP はケイマンの監査人による監査が必要ですが、実務上、日本で実質的に運用されているケイマン LP では、監査手続の多くを日本の監査法人が実施するケースが多く見られます。

特に投資事業有限責任組合とケイマン LP のパラレルファンドでは、日本の監査法人が関与することにより監査手続の重複が回避できるため、効率化の効果は大きくなります。ケイマン LP の監査人を選定する際は、日本とケイマンの監査人の連携体制や、ケイマンの監査人における日本人駐在員の有無などが、スムーズな監査を受ける上で考慮すべき要素となります。

おわりに

ケイマン LP では、CIMA への登録、ケイマンの監査人による財務諸表監査および監査済み財務諸表の提出に加え、採用する会計基準、公正価値評価、投資家への報告および各種規制報告への対応が必要となります。特に、日本の LPS とのパラレルファンドとして組成する場合には、両ファンドの会計・監査上の相違点を踏まえた上で、ファンド組成の初期段階から関係者間の役割分担や報告スケジュールを整理しておくことが重要です。

プライベート・エクイティおよびベンチャーキャピタルファンドの組成が増加する中、本稿が関係者の皆さまのご理解に少しでもお役に立てれば幸いです。

内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan 有限責任監査法人
金融事業部
ディレクター　中村 美穂

PwC Japan 有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: https://www.pwc.com/jp/ja/ja-contact.html

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2026 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.